

障害福祉計画の見込量等

障害福祉計画の体系

障害福祉計画

1 計画の基本的理念と基盤整備に関する基本的な考え方

- ・ 障害福祉計画の基本的理念
- ・ 障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方
- ・ 第2期障害福祉計画の期間等
- ・ 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

2 平成23年度の目標値の設定（見直し）

- ・ 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・ 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ・ 福祉施設から一般就労への移行

3 各年度における指定障害福祉サービス等の見込量と確保策

- ・ 訪問系サービス（必要な見込量と見込量確保のための方策）
- ・ 日中活動系サービス（ ” ）
- ・ 居住系サービス（ ” ）
- ・ その他のサービス（ ” ）

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

- ・ 地域生活支援事業の事業内容

5 臨時特例交付金特別対策事業の実施に関する事業内容

6 その他の事業の実施に関する事業内容（市単独事業の主なもの）

1 計画の基本的理念と基盤整備に関する基本的な考え方

障害福祉計画の基本的理念

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づき策定されますが、本計画の基本理念は、障害者基本法に基づいて、障害者計画の中の「計画の基本的な考え方」で掲げられた次の3つの基本理念を踏襲します。

1 平等と参画が保障される杜（まち）

障害者がいきいきと「自立」して暮らしていくためには、さまざまなことに対して、機会の平等が保障されることが大事です。また、まちづくりについて、今後障害者がさまざまな場面で参画することで、誰にもやさしい杜づくりを目指します。

2 ライフステージに応じた支援を受けることができる杜（まち）

一言に障害といっても、一人ひとり必要とされる支援は違ってきます。一人ひとりに応じた支援をしていくことはもちろん重要です。この計画では障害者が、ライフステージに応じたきめの細かい支援を受けることができることを目指します。

3 地域全体で支えることができる杜（まち）

障害者が「自立」を目指すとき、そこには必ずまわりの「支えあい」の気持ちが必要です。この計画では、障害者を地域全体で支えることができるよう市民一人ひとりの自覚を促進し、行動に結びつくことができることを目指します。

障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、基本理念をふまえて、次の基本的な考え方に基づいて平成23年度の目標量を見直し、その達成に向けた障害福祉サービスの必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を行います。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、峡北地域障害者自立支援協議会を活用したネットワークの構築を推進するとともに、24年度に開所を目指す地域活動支援センターに於いて実施する相談支援事業が、より良いものとなるよう体制の整備を図ります。

（基本的な考え方）

1 希望する障害者に必要なサービスを保障

在宅の障害者がその程度や生活状況に応じた訪問系サービスが利用できるよう、また新体系サービスへの移行を推進することにより、利用者のニーズに応じた日中活動系のサービスを保障し、サービス提供体制の整備を支援していきます。

2 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域生活への移行を促進する観点からも、障害者が住みなれた地域で地元の施設を利用し、安心して質の高い生活が送れるよう支援する意味からも、グループホーム・ケアホームの充実を図りながら、福祉施設の入所・病院の入院から地域生活への移行を進めます。

3 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労支援の強化といった新たな課題をふまえ、就労移行支援事業等の一層の推進により福祉施設から一般就労への移行を進めると同時に、地域企業等への協力の要請や啓発活動にも力を入れていきます。

第2期障害福祉計画の期間等

国が定める「基本指針」に即して策定された「北杜市障害福祉計画」の第1期計画（平成18年度～20年度）が終了することから、第1期計画の進捗状況等を検証し、上記「基本指針」及び県から提示された基礎資料等を参考に、現在のサービス利用状況等の分析をおこない、策定委員会において第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を定めます。

障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービスの見込量、地域生活への移行、一般就労への移行等の達成状況を点検・評価し、その結果に基づき所要の対策を講じます。

2 平成 23 年度の目標値の設定（見直し）

障害者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった第 1 期障害福祉計画からの課題に対応するため、これらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を期限とする平成 23 年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している者のうち、障害者自立支援法で新たに導入された自立訓練等のサービスを利用し、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）や一般住宅等に移行する者の目標値を設定します。

福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

項 目		数値目標	備 考
施設入所者数 (A) (H17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数)		73 人	第 1 期障害福祉計画で設定した数値
H23 年度 「目標値」	地域生活移行者数 (B)	7 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者のうち、施設入所から GH・CH 等へ地域移行する者の数
	H23 年度までの累計 (B)/(A)	9.6%	
	削減見込数 (C) (C)/(A)	2 人 2.7%	平成 23 年度末時点での削減見込数

入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院に入院している者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）の目標値を設定します。

退院可能精神障害者の退院数の目標値設定

項 目	H23 年度末目標値	備 考
退院可能精神障害者の数	13 人	

福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値

項 目	数値目標	備 考
平成 17 年度の年間 一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
「目標値」目標年度の 一般就労移行者数	4 人 4 倍	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数

3 各年度における指定障害福祉サービス等の見込量と確保策

計画期間の各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの見込量を次のとおり定めます。

訪問系サービス

介護の必要な在宅の障害者が、引き続き住みなれた自宅で自立した生活を営むため、障害の程度や生活状況に応じた訪問系サービスが利用できるような基盤整備を図ります。

サービス見込量

	単 位	21 年度	22 年度	23 年度
居 宅 介 護				
重 度 訪 問 介 護	時間分	9 9 9	1 , 1 5 2	1 , 3 0 5
行 動 援 護				
重度障害者等包括支援	実人員	6 6	7 4	8 2

「時間」：月間のサービス提供時間

「人」：月間の利用人数

見込量確保のための方策

日中活動系等のサービス利用や、家族等での介護が多いことなどから、訪問系のサービス量は、第 1 期見込量に比べ少なく数値を見直したが、継続して障害者ニーズの把握に努め、在宅の障害者が程度や生活状況に応じた訪問系のサービスが利用できるように努めます。

日中活動系サービス

障害者の地域で自立した生活を促進するため、社会参加や就労支援等の各種サービスが障害者のニーズに応じて利用できるよう計画的な基盤整備を図ります。

サービス見込量

(平均月間量)

	単 位	21 年度	22 年度	23 年度
生 活 介 護	人日分	1,650	1,760	2,200
	実人員	75	80	100
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	人日分	0	0	44
	実人員	0	0	2
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	人日分	110	132	154
	実人員	5	6	7
就 労 移 行 支 援	人日分	330	440	572
	実人員	15	20	26
就 労 継 続 支 援 (A 型)	人日分	154	176	198
	実人員	7	8	9
就 労 継 続 支 援 (B 型)	人日分	1,372	2,030	2,198
	実人員	98	145	157
療 養 介 護	人日分	0	0	0
	実人員	0	0	0
児 童 デ イ サ ー ビ ス	人日分	378	459	540
	実人員	42	51	60
短 期 入 所	人日分	308	484	660
	実人員	28	44	60

「人日」:(月間の利用者数)×(一人一月あたりの平均利用日数)で算出されるサービス量

「人」:月間の利用人数

見込量確保のための方策

サービスを提供できる事業所が、県内の他地域に比べ多いため、生活介護、就労継続支援(B型)短期入所の利用が大幅に増加している為数値を見直した。今後も新たな利用者ニーズに対応した多様なサービスが提供できるよう、事業所と連携をとり推進していきます。

居住系サービス

住みなれた地域で、引き続き生活できるよう、地域に密着したグループホーム等の多様な居住支援の充実を図ります。

サービス見込量 (人分)

	21年度	22年度	23年度
共同生活援助	24	26	28
共同生活介護	20	21	22
施設入所支援	53	58	71

見込量確保のための方策

地域において自立した生活の促進を図る意味において、23年度の見込量が増加となった。今後、共同生活援助・介護サービスの確保は、ますます重要となる事から、多様な事業所の参入を促進し整備を図ります。

その他のサービス（相談支援）

重度の障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービスの適切な相談支援体制の基盤整備を図ります。

サービス見込量 (人分)

	21年度	22年度	23年度
相談支援 (利用計画作成案件)	2	2	2

見込量確保のための方策

障害者に対する総合的・継続的ケアが適切に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりをする中で、将来の相談支援体制を模索し、体制の充実を図ります。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業の事業内容

地域生活支援事業は、障害児者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害児者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、市町村及び都道府県が行う事業であり、本市において実施する事業とその見込みについては次のとおりです。

相談支援事業

【目的】

障害者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供し、援助を行うことにより、障害者の自立した日常生活を支援し、虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」障害者相談支援事業（21～23年度）

現在障害福祉課の保健師、社会福祉士が障害者等に対して福祉サービスの情報提供、相談、各種支援施策の助言指導等を行い、社会生活力を高めるための支援を実施していますが、引き続き市が実施主体となり実施します。

【事業量の見込と実施に関する考え方】

実施箇所数を次のとおり見込み、将来的に直営に加え委託方式導入も模索しながら実施します。

区 分	21年度	22年度	23年度
実施見込 箇所数	1	1	1

地域自立支援協議会を引き続き運営し、障害者等の状況把握に努め、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワークの構築を強力に推進します。

住居入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業については、障害者等の要望を把握し、その実施に向けて検討していきます。

コミュニケーション支援事業

【目的】

聴覚、言語機能、音声機能や視覚障害その他の障害のため、意思疎通が困難な障害者等に手話通訳等の方法により、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣する事業（21～23年度）

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

利用者数を次のとおり見込み、その確保を目指し、サービス提供体制の整備に努めます。

区 分	21年度	22年度	23年度
実利用 見込者数	1	2	2

【実施内容】

「新規事業」手話通訳者設置事業（22～23年度）

手話通訳者を公的機関（障害福祉課窓口等）へ配置し、意思疎通が困難な障害者等のコミュニケーションの円滑化を図り、相談受付及び様々な行政手続きの支援を行います。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

設置者数を次のとおり見込み、その確保を目指し、サービス提供体制の整備に努めます。

区 分	21年度	22年度	23年度
実設置 見込者数	0	1	1

日常生活用具給付等事業

【目的】

在宅の障害者に、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

障害者が、日常生活上の便宜を図るための用具等を購入する際に、要する費用の一部を給付します。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

日常生活用具の種類ごとの給付等年間見込件数は次のとおりです。

(件数)

区 分	21年度	22年度	23年度
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	5	5	6
在宅療養等支援用具	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	5	5	6
排泄管理支援用具	55	60	60
住宅改修費	3	3	3

- ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット 他）
- ・自立生活支援用具（入浴補助用具、特殊便器 他）
- ・在宅療養等支援用具（透析液加湿器、吸入器 他）
- ・情報・意思疎通支援用具（障害者向けPC周辺機器及びソフト、点字器 他）
- ・排泄管理支援用具（ストーマ装具、紙おむつ 他）
- ・住宅改修（居宅生活動作補助用具）

移動支援事業

【目 的】

屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進することを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

屋外での移動が困難な在宅の障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動など社会参加のための外出を希望する障害者に対して支援を行います。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

移動支援サービスの必要量を、年間の利用者数と利用時間数で次のとおり見込み、今後も積極的な活用が図られるよう推進します。

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
実利用者見込(人)	90	92	95
延べ利用見込(時間)	4,800	4,920	5,040

地域活動支援センター

【目 的】

創作活動・生産活動の機会を提供する場、他の機関との連携による総合的な相談支援など、障害者の地域生活、日中活動の拠点として多様な形態の地域活動支援センターを設置することにより、地域生活支援を行います。

【実施内容】

「継続事業」(21~23年度)

21 年度：現在実施中のデイケア事業を拡充(長坂会場を追加)し、3会場としながら、在宅の障害者等に声かけをするなどして、対象者の把握に努め、設置に向け、関係者による検討会・視察等を実施します。

22 年度：「型」の支援センターを目指し、計画設計を実施します。

利用定員：1日当たりの実利用人員概ね15人以上。

職員配置：常勤1名以上を含み2名以上。

事業内容：地域において就労が困難な在宅障害者に対して、機能訓練・社会適応訓練等のサービスを提供します。

23 年度：3障害(身体・知的・精神)を対象として、地域との交流が図れるように、地域活動支援センター、プラスの事業が実施出来るよう複合型の施設を建設し、24年度の開所を目指します。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

地域活動支援センターの必要量を、実施箇所数と年間の利用者数で次のとおり見込み、今後も積極的な活用が図られるよう推進します。

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
実施見込(箇所)	3	3	1
利用見込(人)	20	20	20

注：21・22年度の実施見込箇所及び利用見込人数は、デイケア事業の数値を記載。

日中一時支援事業

【目的】

日中、施設などで障害者に一時的な見守りなどの介護サービスを提供することにより、障害者等の家族など、日常的に介護を行っている人の就労支援や一時的な休息を確保することを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

施設や障害福祉サービス事業所などで、障害者に日中の活動の場を提供するとともに、見守りや排泄などの際の介助サービスを提供します。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

日中一時支援事業の必要量を、実施箇所数と年間の利用者数で次のとおり見込み、今後も積極的な活用が図られるよう推進します。

区 分	21年度	22年度	23年度
実施見込(箇所)	10	10	10
利用見込(人)	60	65	65

生活サポート事業

【目的】

障害者が、障害者自立支援法の規定による介護給付費の支給決定手続きにより「非該当」となり、サービスの提供が受けられない場合、家事援助のホームヘルプサービスを提供します。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

最長3ヶ月を限度とし、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行います。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

生活サポート事業の利用者数を次のとおり見込み、サービス提供体制の整備に努めます。

区 分	21年度	22年度	23年度
実利用 見込者数	1	2	2

身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

【目的】

身体障害者が自動車運転免許を取得する際に、取得費用の一部を助成し、就労等社会参加を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

自動車免許取得費用の一部助成を実施します。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

障害者自動車免許取得費補助事業の利用者数を次のとおり見込み、サービス提供体制の整備に努めます。

区 分	21年度	22年度	23年度
実利用 見込者数	1	1	1

身体障害者自動車改造費助成事業

【目的】

重度身体障害者が就労等をするうえで必要となる自動車を改造する事業に係る経費を一部助成し、社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

障害者が就労等のために自ら所有し、運転する自動車の操行装置、駆動装置を改造する際、費用の一部助成を実施します。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

身体障害者自動車改造費助成事業の利用者数を次のとおり見込み、サービス提供体制の整備に努めます。

区 分	21年度	22年度	23年度
実利用 見込者数	3	3	3

手話奉仕員養成事業

【目的】

聴覚障害者等との交流活動の促進を図るため、手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的とします。

【実施内容】

「新規事業」(21~23年度)

聴覚障害者等のよき理解者として、広く手話奉仕活動を実践する人を養成するための講習会を実施します。

入門コース 2時間/1回×20回

基本コース 2時間/1回×20回

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

手話奉仕員養成事業の必要量を、実施箇所数と年間の利用者数で次のとおり見込み、今後も積極的な活用が図られるよう推進します。

区 分	21年度	22年度	23年度
実施見込(箇所)	1	1	1
利用見込(人)	15	20	20

訪問入浴サービス事業

【目的】

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的とします。

【実施内容】

「新規事業」(21~23年度)

長期間、臥床している身体上の障害者で、家庭及び施設において入浴することが困難な在宅の障害者に対して、訪問入浴車での入浴サービスを実施します。

【サービス量の見込と実施に関する考え方】

訪問入浴サービス事業の利用者数を次のとおり見込み、サービス提供体制の整備に努めます。

区 分	21年度	22年度	23年度
実利用 見込者数	30	35	40

5 臨時特例交付金特別対策事業の実施に関する事項

実施する事業の内容

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を図るため、障害者自立支援対策臨時特別交付金の交付を受け、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材を広く確保することを目的とし事業を実施します。

相談支援充実・強化事業

【目的】

相談支援体制の整備は徐々に進んでいるが、自立支援法3年後の見直しにより、一層の相談支援の充実・強化を図ることを目的とします。

【実施内容】

「新規事業」(22～23年度)

障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況等障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために専門員を配置し、自宅にひきこもりの障害者等に対する家庭訪問や相談会を実施します。

24年度の開所を目指す、地域活動支援センターに於いて実施する相談支援事業がより良いものとなるよう、第2期障害福祉計画期間において特別対策事業を取り入れ準備を図ります。

地域移行支度経費支援事業

【目的】

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行うことを目的とします。

【実施内容】

「新規事業」(21～23年度)

地域移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品(寝具・タオル・食器類)を購入するための費用の助成を行います。

体育館等バリアフリー緊急整備事業

【目 的】

障害のある選手が実際の障害者スポーツ競技等へ参加する機会をつくり、こうした取り組みを通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、社会参加の推進に寄与することを目的とします。

【実施内容】

「新規事業」(22年度)

一般の公立体育館等でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ・多目的トイレの設置や備品購入など、必要な整備を行います。

オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応トイレ設備緊急整備事業

【目 的】

地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレを整備し、オストメイトの福祉の向上を目的とします。

【実施内容】

「新規事業」(22年度)

既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行います。

6 その他の事業の実施に関する事項（市単独事業の主なもの）

障害者等フルタイム緊急支援事業

【目的】

障害者及び障害児又はその介護を行う者、若しくはその家族が緊急的な支援を必要とする場合に、地域の特性やその状況に応じた柔軟な支援を実施することにより、障害者等の自立した日常生活又は社会生活の実現を図ることを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

次に掲げる場合において、障害者等にその対応、処置に緊急を要する事態が発生したときは、必要な情報を提供し、又は自宅等へ支援員を派遣するものとします。

- ・介護を行う者の疾病又は事故等により緊急を要するとき。
- ・虐待により緊急を要するとき。
- ・災害により緊急を要するとき。
- ・障害者及び障害児のパニックにより緊急を要するとき。
- ・その他緊急を要するとき。

地域交流事業（ほかほかハートまつり）

【目的】

精神障害者とその家族及び地域住民との交流を図ることで、精神障害の理解をより深め、住み良い地域作りを目指し、精神保健福祉の普及・啓発を目的とします。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

会場を借り上げ、ボランティアによる昼食の提供、各事業所やデイケア参加者による模擬店（食品・手芸品等）、地域住民や当事者等による出し物、バザー等、盛りだくさんの内容のお祭りを開催し交流を図ります。

ボランティア養成事業

【目 的】

精神障害者等への理解を深め、デイケア事業等への参加、支援を行ってもらうことにより、障害者との交流を深め、地域での理解者を増やし、福祉の増進を図ることを目的とします。

【実施内容】

「継続事業」(21～23年度)

ボランティア養成講座を開講し、受講してもらうことにより、心のやさしいボランティアを養成し、各種事業等への参加と障害者の支援をお願いします。又隔年でボランティアフォローアップ研修も実施し、過去にボランティア養成講座を受講した方を対象に、実際にボランティアとして関わったことで困ったこと、関わり方などの不安、課題等出し合い、再度研修を行うことでボランティアのフォローアップを行います。